

ディスクロージャー 2006

東京コムウェル株式会社

はじめに

本書は、平成 18 年 3 月期（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

主な記載事項について

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しております。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しております。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しております。
「営業所の状況」	本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号及びホームページアドレスを記載しております。
「財務の概要」	平成 18 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しております。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しております。
「役員 の状況」	当社の役員 の氏名、主要略歴等を記載しております。
「従業員 の状況」	当社の従業員数、登録外務員数等を記載しております。

2. 営業の状況

「当社及び当業界を 取巻く環境」	わが国の経済と商品先物取引業界の動向等について記載しております。
「経営施策」	当社の経営施策について記載しております。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 17 年度における業績について記載しております。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しております。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しております。
「苦情・紛争に関する事項」	委託者からの苦情・紛争の件数等について記載しております。

3. 経理の状況

「貸借対照表」「損益計算書」「注記事項」「利益処分計算書」及び主要な「財務比率」について記載しております。なお、「財務比率」の詳細については以下のとおりであります。

【財務比率について】

(1) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(2) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(3) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(4) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}(\ast)} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(5) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}(\ast)} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出した額に基づいており、上記(1)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(6) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

★ 目 次 ★

1. 会社の概況

会社名等	1
会社の沿革	2
会社の目的、事業の内容	3
許可市場一覧表	4
経営組織、営業所の状況	6
財務の概要、発行済株式総数、主要株主名	7
役員状況	8
従業員の状況	9

2. 営業の状況

営業方針、当社及び当業界を取巻く環境	10
営業の経過及び成果	11
対処すべき課題	12
受託業務管理規則	13
外務員の登録状況、委託者数	22
苦情・紛争に関する事項、訴訟に関する事項	22

3. 経理の状況

貸借対照表	24
損益計算書	25
注記事項	26
利益処分計算書、監査に関する事項	28
財務比率	29

1. 会社の概況

①会社名等

- 会 社 名：東京コムウェル株式会社
- 所 在 地：東京都豊島区高松1-1-11
- 電 話 番 号：03-5965-1111（代）
- 代 表 者：代表取締役会長 北山 明
代表取締役社長 佐々木 明

②会社の沿革

昭和42年 7月	東京都中央区に朝日物産(株)創立 資本金4,000万円
昭和42年 11月	東京都台東区に本社を移転 東京繊維取引所(現東京工業品取引所)仲買人業務開始
昭和42年 12月	池袋・横浜・熊谷支店開設
昭和46年 3月	東京都豊島区に本社を移転
昭和46年 8月	豊橋乾繭取引所取引員花田産業(株)と合併 (株)サンライズに商号変更 資本金9,800万円に増資
昭和46年 10月	東京砂糖取引所(現東京穀物商品取引所)取引員加入
昭和47年 4月	(株)サンライズ貿易に商号変更
昭和48年 2月	豊橋支店開設
昭和48年 5月	資本金1億4,700万円に増資
昭和51年 5月	資本金1億6,170万円に増資
昭和52年 5月	資本金1億7,787万円に増資
昭和53年 5月	資本金1億9,565.7万円に増資
昭和53年 10月	資本金2億2,200万円に増資
昭和56年 6月	名古屋繊維取引所(現中部商品取引所)カネキ商事(株)と合併 名古屋繊維取引所取引員加入 名古屋・福井支店開設 資本金2億9,200万円に増資
昭和57年 2月	東京金取引所(現東京工業品取引所)取引員加入
昭和57年 4月	(株)サンライズコンピューターセンター(現コムウェルコンピューターセンター(株))設立
昭和58年 6月	横浜生糸取引所(現横浜商品取引所)取引員加入
昭和58年 8月	新宿支店開設
昭和58年 12月	資本金3億2,700万円に増資
昭和59年 11月	東京工業品取引所貴金属市場取引員加入
昭和60年 6月	資本金3億6,700万円に増資 東京穀物商品取引所取引員加入
昭和62年 4月	第三者割当により資本金4億1,700万円に増資 (富士銀行、大同生命、巣鴨信用金庫が資本参加)
昭和62年 6月	東京工業品取引所ゴム市場取引員加入
昭和63年 12月	関門商品取引所(現福岡商品取引所)取引員加入
平成 元年 1月	福岡支社開設
平成 元年 4月	資本金4億5,870万円に増資
平成 2年 5月	大宮支店開設(熊谷支店より移設)
平成 3年 3月	大阪支店開設
平成 3年 11月	純金積立「金蔵」販売開始
平成 4年 4月	第三者割当により資本金10億1,570万円に増資
平成 4年 5月	沖縄支店開設
平成 4年 10月	商品投資販売業務許可取得
平成 5年 12月	商品ファンド組成 販売開始
平成 6年 7月	誘導基準適合取引員の認定
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所(現大阪商品取引所)天然ゴム指数市場取引員加入
平成 7年 11月	豊橋支店を名古屋支店に併合
平成 7年 12月	サンライズ・アメリカ・コーポレーション(現コムウェル・アメリカ・インク)設立
平成 8年 7月	福井支店を名古屋支店に併合
平成 8年 10月	神戸ゴム取引所ゴム市場取引員加入
平成 9年 4月	東京工業品取引所非鉄金属市場(アルミニウム)取引員加入
平成 9年 7月	新本社ビル移転(現所在地)
平成 9年 10月	大阪商品取引所非鉄金属市場(アルミニウム)取引員加入
平成10年 5月	大阪支店移設
平成11年 3月	特定電子取引(ホームトレード)受託開始
平成11年 6月	東京工業品取引所石油市場取引員加入
平成11年 11月	中部商品取引所畜産物市場取引員加入
平成12年 1月	新宿支店移設
平成12年 4月	福岡支社を福岡支店に名称変更
平成12年 7月	福岡支店移設
平成13年 5月	横浜商品取引所農産物市場取引員加入
平成14年 9月	大阪商品取引所ニッケル市場商品取引員加入
平成15年 1月	東京コムウェル(株)に商号変更
平成16年 9月	保険事業開始
平成16年 11月	関西商品取引所を脱退 横浜商品取引所を脱退
平成16年 12月	コムウェルコンピューターセンター(株)の営業譲受
平成17年 3月	コムウェル・アメリカ・インク清算

平成 17 年 6 月	コムウェルコンピューターセンター(株)清算 福岡支店を名古屋支店に併合
平成 17 年 7 月	東京金融先物取引所加入
平成 17 年 8 月	東京金融先物業協会に加入
平成 17 年 9 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場取引員加入
平成 17 年 12 月	福岡商品取引所を脱退 東京コムウェル FX 株式会社設立 純金積立「金蔵」販売終了

③会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける上場商品および上場商品指数の売買、取引の取次ぎ等の業務
2. 非鉄金属・鉄鋼とその製品の売買および売買の取次ぎ業務
3. 金・銀・プラチナ・パラジウム等貴金属類の売買および売買の取次ぎ業務
4. 原油・ガソリン・灯油・軽油ならびにその他石油製品の売買、売買の取次ぎ、仲介、代理、輸出入およびコンサルティング業務
5. 繊維製品の加工およびその製品の売買および売買の取次ぎ業務
6. 古美術品および骨董品の売買および売買の取次ぎ業務
7. 不動産賃貸業務
8. 商品投資販売業務
9. 有価証券、金利、為替の売買ならびに先物売買および売買の取次ぎ等の業務
10. 海外市場における貴金属・穀類等先物売買および売買の取次ぎ等の業務
11. 情報提供サービス業務
12. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
13. 証券仲介業務
14. 金融先物取引の受託業務等の業務
15. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち、下線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が設置する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（現物先物取引・現金決済取引・指数先物取引及びオ

プション取引) について、顧客の委託を受けて執行する業務(受託業務)を行っております。

当社の商品市場における取引に関する各業務は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。(許可番号：農林水産省「16総合1870号」経済産業省「平成17・03・16商第1号」) 加えて「特定の電子取引」としてホームトレード事業を行っております。

◆許可市場一覧表

(平成18年3月31日現在)

市場名 取引所名	農産物	砂糖	繭糸	貴金属	アルミニウム	ニッケル	ゴム	ゴム指数	畜産物	石油	鉄スクラップ	上場商品
東京工業品取引所				○								金・銀・白金・パラジウム
					○							アルミニウム
							○					ゴム
										○		ガソリン・灯油・軽油・原油
東京穀物商品取引所	○											IOM一般大豆・Non-GMO大豆 大豆ミール・小豆・とうもろこし 大豆オプション・とうもろこしオプション アラビカコーヒー・ロブスタコーヒー
		○										粗糖・粗糖オプション・精糖
中部商品取引所									○			鶏卵
											○	鉄スクラップ
大阪商品取引所					○							アルミニウム
						○						ニッケル
							○					RSS3号・TSR20
								○				天然ゴム指数

○ 受託業務 ● 取次業務

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行なっております。

(b) 従たる業務

イ. 商品投資販売業務

「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき商品投資販売業者として商品ファンドの販売を行なっております。(許可番号：金農経(3)第8号)

ロ. 金融先物取引業務

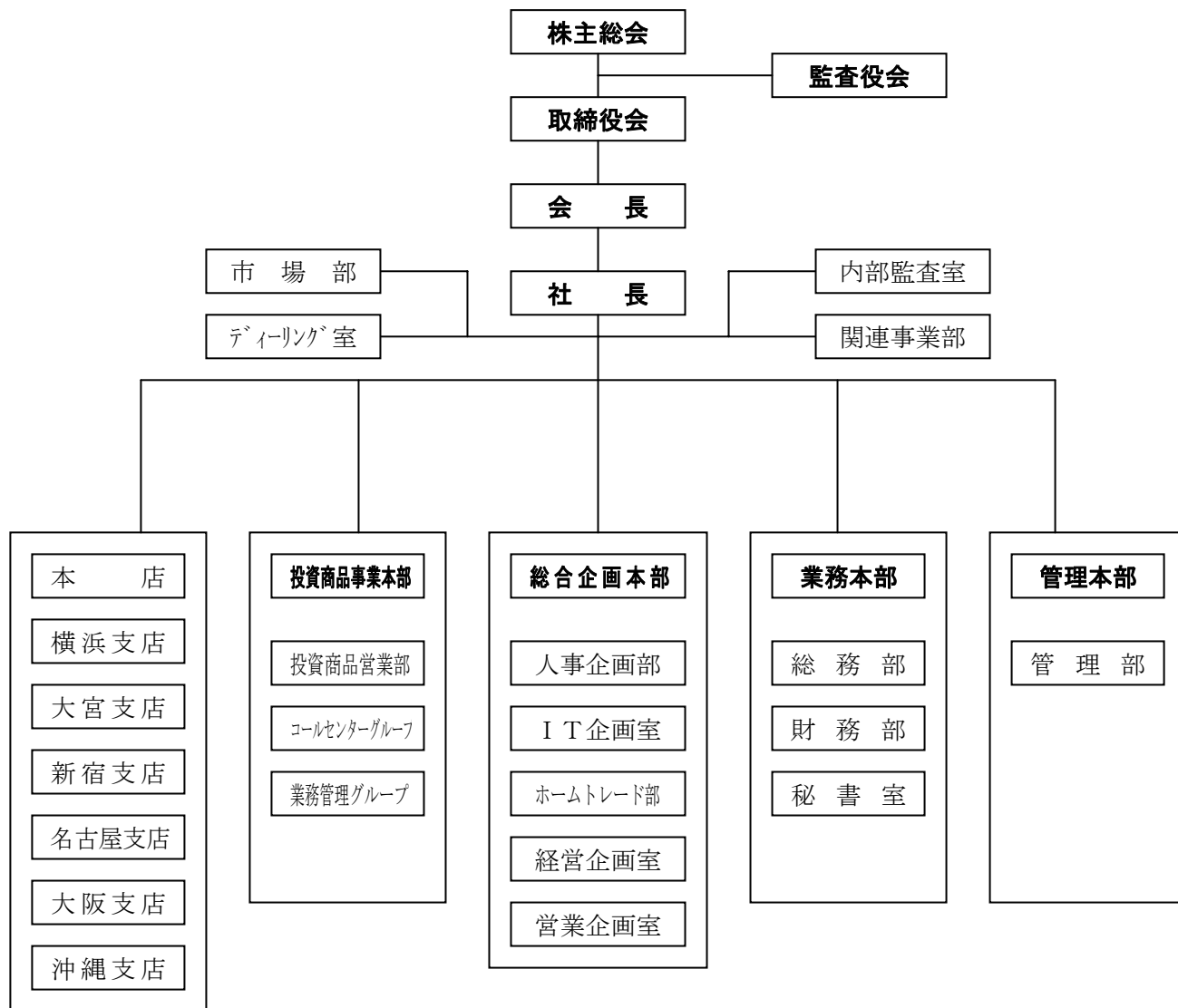
金融先物取引法第 56 条に基づき金融先物取引業者として、取引所為替証拠金取引の受託、および店頭金融先物取引の受託を行なっております。(登録番号: 関東財務局長(金先)第 26 号)

ハ. 保険業務

保険代理店として、生命保険の募集および損害保険代理業を行なっております。

◆経営組織

(平成 18 年 3 月 31 日現在)



⑤営業所の状況

本 社	〒171-0042	東京都豊島区高松 1 丁目 1 番 11 号	03-5965-1111
大宮支店	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 247 番	048-648-8111
新宿支店	〒151-0053	東京都渋谷区代々木 2 丁目 10 番 8 号	03-5365-6565
横浜支店	〒231-0005	神奈川県横浜市中区本町 3 丁目 30 番 7 号	045-681-6810
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 18 番 22 号	052-962-2011
大阪支店	〒541-0059	大阪府大阪市中央区博労町 1 丁目 8 番 2 号	06-6267-8111
沖縄支店	〒900-0016	沖縄県那覇市前島 3 丁目 1 番 15 号	098-868-1011

◆ホームページアドレス

<http://www.tcwnet.jp/>

⑥財務の概要（平成 18 年 3 月期）

資本金	1,015,700 千円
純資産額（注1）	5,430,763 千円
総資産額	11,018,361 千円
営業収益 （うち、受取委託手数料）	2,772,369 千円 (2,698,601 千円)
経常損失	300,887 千円
当期純損失	145,142 千円

（注1）＊「純資産額」とは、純資産額は、商品取引所法第 214 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。また、商品取引所法第 193 条第 2 項に基づく施行規則第 81 条の規定により、当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は 1 億円以上有していなければならないこととなっております。

⑦発行済株式総数（平成 18 年 3 月 31 日現在）

発行済株式の総数 1,080,400 株

（注）当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

⑧主要株主名（上位 10 名）

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数 （単位：株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（単位：%）
下山 彌壽男	155,168	14.4
東京コムウェル 従業員持株会	138,487	12.8
大同生命保険株式会社	85,000	7.9
北山 明	72,080	6.7
原田 巳咲	49,024	4.5
アサヒ経済株式会社	45,302	4.2
佐々木 明	38,146	3.5
株式会社ライツコア	24,980	2.3
株式会社近畿大阪銀行	20,000	1.9
渡辺 忠	18,255	1.7
計	646,442	59.8

⑨役員 の 状 況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数
代表取締役会長	北 山 明 (昭和 18 年 6 月 1 日)	72,080 株
代表取締役社長	佐々木 明 (昭和 22 年 1 月 10 日)	38,146 株
取締役相談役	下山 彌壽男 (昭和 10 年 10 月 21 日)	155,168 株
取締役 (総合企画本部長)	手塚 宏二 (昭和 29 年 5 月 6 日)	12,693 株
取締役 (管理本部長)	松富 拓見 (昭和 24 年 5 月 22 日)	5,960 株
取締役 (業務本部長兼総務部長)	稲垣 正広 (昭和 23 年 10 月 2 日)	6,050 株
取締役 (投資商品事業本部長)	瀧山 琢治 (昭和 29 年 4 月 25 日)	4,350 株
常勤監査役	宇賀神 治夫 (昭和 7 年 10 月 12 日)	1,200 株
常勤監査役	伊藤 進 (昭和 11 年 12 月 1 日)	5,370 株
監査役	星野 勝男 (昭和 5 年 4 月 20 日)	一株

(注) 常勤監査役宇賀神治夫氏および監査役星野勝男氏は、「株式会社の監査役等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

⑩従業員の状況

(平成18年3月31日現在)

	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	外務員数
男子	237名	34.93才	10.13年	203名
女子	44名	26.54才	3.16年	11名
営業	163名	30.60才	6.12年	—
非営業	118名	37.78才	13.08年	—
総計	281名	33.62才	9.04年	214名

2. 営業の状況

①営業方針

◆企業理念

お客様一人ひとりのファイナンシャル・アドバイザーとして
常に価値ある情報を提供し、

豊かなライフプランづくりのお役にたつ企業を目指す。

1. お客様のニーズを正確・迅速に把握し、

より高い満足度を提供する。

2. 社員一人ひとりの個性を大切にし、

働きがいのある仕事環境を実現する。

②当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国経済は、原油や原材料の高騰による景気への影響が懸念されましたが、企業収益の向上を背景に設備投資が増加し、雇用情勢や家計所得の改善から個人消費も堅調に推移するなど着実な回復基調を続けました。金融機関の不良債権処理が順調に進み、また金融機関以外でも過去最高益を達成する企業が相次ぎ、景気の復調ぶりが鮮明に現れてまいりました。

このような状況の下、わが商品先物業界においては昨年1月の手数料自由化を起点として、個人情報保護法および改正商品取引所法（以下、改正法）の施行、日本商品委託者保護基金および日本商品清算機構の設立稼働、といった諸々の歴史的変革を経過し、環境は大きく変化いたしました。

国内外のマーケットでは、金が投機資金の流入によって高騰を続け、石油も中東を中心とした地政学的なリスクから史上最高値を更新するなど高値圏で推移しました。しかしながら、商品市況の高騰はあったものの、期中に施行された改正法による勧誘規制強化等の影響で、今年度の全取引所出来高は、1億780万枚（前期比20%減）にとどまり、前年度に続き2期連続の減少となりました。こうした流れを受けて、当業界内部では好・不調の企業間格差拡大が徐々に進展し、いわゆる二極化現象による整理淘汰から、業界再編の動きが加速する気配も出て参りました。

③営業の経過及び成果

(1)受取手数料部門

こうした状況の中、当社においてはゴム、砂糖の取引は活況だったものの、貴金属、石油の取引が不振だったため、受取手数料は 2,698,601 千円（前期比 30.7%減）となりました。

(2)売買損益部門

一方、売買損益部門においては、貴金属、石油市場で大きく不振となり、174,379 千円の損失（前期比 125.9%減）となりました。

この結果として、営業収益は 2,772,369 千円（前期比 40.4%減）となりました。

営業費用は 3,562,351 千円（前期比 17.9%減）となり、経常損失で 300,887 千円（前期比 173.9%減）、当期純損失で 145,142 千円（前期比 193.5%減）を計上いたしました。

事業年度における売買高、受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

区 分	売買高（枚）			受取手数料 （千円）	売買損益 （千円）
	委託	自己	合計		
農産物市場	172,413	75,542	247,955	483,239	△43,221
砂糖市場	19,530	8,383	27,913	65,931	△34,505
貴金属市場	239,410	144,957	384,367	1,261,503	△74,551
ゴム市場	204,868	143,351	348,219	361,172	61,143
石油市場	183,828	136,164	319,992	427,054	△68,243
アルミニウム市場	29,648	15,683	45,331	95,875	△14,820
畜産物市場	1,016	68	1,084	1,522	△106
鉄スクラップ市場	556	248	804	1,385	2,056
ニッケル市場	207	149	356	454	△2,133
金オプション	2		2	1	—
砂糖オプション	—	—	—	—	—
農産物オプション	—	—	—	—	—
商品ファンド	—	—	—	460	—
合 計	851,478	524,545	1,376,023	2,698,601	△174,379

（注1）上記以外に純金・プラチナ積立事業において48,933千円、通貨証拠金取引事業において198,305千円、保険事業において908千円の営業収益がございます。

（注2）消費税は含まれておりません。

（注3）受渡しによる決済数量は含まれておりません。

（注4）千円未満は切り捨てて表示しております。

④対処すべき課題

昨年 5 月の商品取引所法の改正に続いて、本年 5 月には新会社法が施行されます。会社経営の新憲法といえる同法は、従来の「原則規制」型から、「規制緩和」型への一大転換であり、新たな大競争時代への幕開けを意味するものであります。我々は、昨年改正法によって業界ショックを受けた直後、再度、新会社法の下で経営の舵を切り替えざるを得ない状況に迫られ、更なる試練の場に立つこととなります。当然ここにおいては、変化をチャンスと捉える無限の可能性と、優勝劣敗の生き残りをかけた激しい競争を認識する必要があります。

当社は、外国為替証拠金取引事業を 100%子会社として分割設立し、4 月新年度入りを期して全面移管のうえ事業開始に踏み切る決断をいたしました。今後は東京コムウェル FX 株式会社との役割分担を明確にするとともに、成長分野の拡大育成に努め、より一層の経営効率化を推進したいと考えております。

一方、主力の商品先物分野につきましては、新体制の下で、心機一転の経営スローガンに「顧客サービスナンバー 1 取引員を目指す」を掲げ、預かり資産の増大を最重要テーマとして、顧客との強固な信頼関係の構築に全力を尽してまい進する覚悟であります。

また、会社全体の進むべき方向として、時代の変化に見合った合理的な企業経営を念頭に置き、収益の拡大、コストの削減、効率化の推進、等々今一度基本に立ち返って、真摯な気持ちを忘れず、積極果敢に取り組んでまいる所存であります。

⑤受託業務管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この受託業務管理規則（以下「本規則」という。）は、東京コムウェル株式会社（以下「当社」という。）の適正な受託業務を確保するために、受託業務に係る諸手続を定めるとともに、受託業務に係る社内管理体制の整備及びその適正且つ公正な運営に必要な事項を定め、もって、当社の受託業務に顧客の一層の高い信頼と満足が得られるようにすることを目的とする。

(定義及び範囲)

第2条 本規則における「管理」とは、本規則及び商品取引所法令・諸規則を遵守して受託業務が遂行されるよう、次条に定める職位にある者がそれぞれの職責と権限に従って営業外務員を支援し又は指導することをいう。

2 本規則における管理は、対面による商品先物取引の受託業務を対象とするものとし、特定電子取引又は自己売買に係わる管理については、別に定めるものとする。

3 本規則における「勧誘」又は「委託の勧誘」とは、以下の行為をいう。

(1) 営業外務員が、当社と商品先物取引の委託契約を締結していない者に対して当該契約の締結を勧めること（契約締結前に商品先物取引を勧めることを含む。）

(2) 営業外務員が、契約締結後の顧客に対し、商品先物取引に係る売買、入出金又は決済等につき、顧客の意思形成に影響を与える程度に勧め又は助言すること。

4 本規則における「投資可能資金額」とは、取引証拠金等の性質と、第12条第2項に定める説明義務事項の内容を十分に理解した上で、顧客が取引によって損失を蒙っても生活に支障のない額として当社に申告した資金の総額をいい、取引上の資金管理に用いる制限額をいう。

その計算は、取引によって発生した損金（値洗い損を含む）の通算額ならびに累積の手数料及び消費税額を当初申告した投資可能資金額から控除した額とし、取引によって発生した益金は当然には含まないものとする。

5 本規則における「支店長等」とは、支店長及び本店の各営業部長をいう。

6 本規則における「取引証拠金等」とは、取引本証拠金、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金をいう。

第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 当社は、以下のように管理責任者等を置く。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 副統括管理責任者
- (3) 管理部
- (4) 管理担当班
- (5) 相談窓口

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

第4条 当社は、本規則に係る経営責任の所在を明確にするため、以下のように、本店に統括管理責任者及び副統括管理責任者を置く。

- (1) 統括管理責任者は、取締役会において互選する。
- (2) 副統括管理責任者は、管理部長その他必要に応じて統括管理責任者が指名する者とする。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者の職務及び権限)

第5条 統括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。

(1) 本規則第2条第1項に定める管理の最終責任者として管理体制全体を統括する。

(2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、取引の縮小、制限又は終了など一切の処理に関する指揮権及び最終審査権を有する。

(3) 受託業務に係る管理状況を取締役会に適宜報告するとともに、取締役会の承認を得て管理方針の大綱を策定する。

2 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補佐し、統括管理責任者に不在又は事故等があったときはその職務を代行するものとする。

(管理部)

第6条 本社内に、管理部を置く。

2 管理部は、第4章に定める当社の受託審査を主管する。

3 管理部は、本規則の遵守履行について定期的に営業部店の検査を行なうほか、関連部署と連携・調整して、適合性原則に照らした委託者保護の徹底、不適切な取引の予防及び当該取引への迅速且つ適切な対処を含む管理全般を主管する。

4 管理部は、私製配布資料を含めた受託業務に係る広告・宣伝やホームページの記載事項等について、日本商品先物取引協会が定める「受託等業務に関する規則第6条（広告）」を遵守するために、その内容の事前審査及び審査後の監視を行うものとする。

(管理担当班)

第7条 営業店の業務課に、管理担当班を置く。

2 管理担当班の責任者は事務長（業務課責任者）とする。

3 管理担当班の職務は、以下のとおりとする。

(1) 本規則及び商品取引所法令・諸規則が遵守されるよう、営業の現場において日常的に営業外務員の監視・支援・指導を行うこと

(2) 私製配布資料を含めた受託業務に係る広告・宣伝やホームページの記載事項等について、日本商品先物取引協会が定める「受託等業務に関する規則第6条（広告）」を遵守するために、支店長等と協働して、営業部店内における審査後の状況を監視すること

(3) 取引参入不適合者又は勧誘を拒否した者等への勧誘の禁止

(4) 新規受託審査及び習熟認定審査の一次審査

(5) 顧客の適合性の常時把握

(6) 取引の仕組み及びルール等に関する顧客の指導・育成

(7) 顧客に対する営業外務員のサービス及び勧誘の状況把握並びに改善指導

(8) 取引内容の検証及び過大損失又はトラブル等の未然防止

(9) 営業外務員への本規則及び商品取引所法令・諸規則等に係る教育・指導及び遵守状況の監視

(10) 第33条に定める「取引本証拠金預託猶予」に基づく書類の作成及び承認手続

(11) 不適切な取引等を発見した場合の報告並びに迅速且つ適切な措置

(12) 顧客からの要望、相談、疑義等の申出の報告並びに迅速且つ適切な対応

(13) 営業外務員が作成する営業資料等の予備審査及び管理部への審査依頼

(14) 顧客及び見込み客の個人情報及び営業情報の管理

(15) その他、顧客の保護育成、健全な受託業務の推進及び事故防止に必要と認められる事項

4 前項において管理担当班は、管理部、支店長等及び営業部長に適宜報告し、改善等について協議、協働するものとする。

(相談窓口)

第8条 管理部及び営業店の業務課に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、顧客からの意見、要望、疑義等の申出を受け、関連部署と協議

した上でこれらに迅速且つ適切に対処するものとする。

(支店長等による日常の監視等)

第9条 支店長等は、第3条に定める管理責任者等と協働して、所属の営業外務員が本規則に定める事項を常時適正に遵守するよう、日常の業務を通して監視、指導及び改善を行うものとする。

2 前項において支店長等は、営業管理責任者（営業統括、事業本部長をいう）と必要に応じて協議するものとする。

第3章 新規参入の勧誘

(商品取引不適格者等参入の防止)

第10条 当社は、以下の者を絶対的不適格者とし、いかなる事由があろうとも新規参入の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を明確に示した者
- (2) 商品先物取引に関わる知識、判断能力等の適合性に欠ける以下の者
 - ① 未成年者および成年被後見人、被保佐人、被補助人等の制限能力者
 - ② 精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (3) 取引資金に適合性を欠く以下の者
 - ① 生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 借入によって取引を行おうとする者
- (4) 過去に商品取引事故を恣意的に発生させた者若しくはその恐れがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
- (5) 長期療養者等、取引の意思疎通に支障がある者
- (6) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役員
- (7) その他前記各号に準ずる者

2 当社は、以下の者については原則不適格者とし、原則として新規参入の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 75歳以上の高齢者
- (2) 以下の法人又は財団等において直接・間接に金銭又は有価証券等の取扱いに係わる者（以下「公金取扱者」という。）
 - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関
 - ② 国・地方公共団体及びその他の公益機関
 - ③ 会社・法人等
- (3) 年金、恩給、退職金、保険金等が全収入の過半を占め、これにより生計を立てている者（以下「年金等生活者」という。）
- (4) 年収が500万円に満たない者
- (5) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
- (6) その他、前記各号に準ずる者

3 当社は、前項に該当する者から委託の申込があった場合に、以下の要件を充足する者については、第14条に定める審査によって受託を認めることがある。

- (1) 以下の3項目の全てを示す自筆の書面を提出し且つ次号以下の各要件について客観的にその充足を証明できる書類を提出すること。
 - ① 自己が前項の原則不適格者に該当する者であることを承知しており且つその趣旨を理解している旨
 - ② 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限枠を設定する場合、その枠内で取引することを承諾している旨
 - ③ 前項の各該当者につき、次号以下の要件を自ら満たしていることを承知している旨
- (2) 75歳以上の高齢者については、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験があると認められ、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク

その他説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることが客観的に確認できること。

(3) 公金取扱者、年金等生活者及び年収が500万円に満たない者については、顧客が申告した投資可能資金額を裏付ける資産を有していることが客観的に確認できること。

(4) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、それに支障のないことが客観的に確認できること。

4 当社は、顧客が第1項又は第2項に該当することが判明した場合には、勧誘中にある場合はこれを速やかに中止し、取引開始後にある場合は以後の新たな取引を受託せず、それまでの取引を速やかに解消するように努めるものとする。但し、取引開始後に第2項に該当することが判明した者であって、取引の継続を希望する者については、第3項を準用することができるものとする。

(適正な勧誘の遂行)

第11条 当社は、新規勧誘に際して、以下の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 営業外務員は、勧誘をする際に、相手に対して、当社の商号、部店名、外務員の氏名及び商品先物取引の委託の勧誘を行おうとする旨の勧誘目的を最初に告知し、勧誘を受ける意思があるか否かを予め明確に確認し、その結果を記録しなければならない。
- (2) 営業外務員は、勧誘を明確に断った者に対しては、継続して又はその後勧誘を行ってはならない。
- (3) 営業外務員は、午後10時から午前8時まで及び相手が迷惑を感じる時間、場所及び方法により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合はこの限りではない。
- (4) 営業外務員は、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行い又は顧客に対し威迫し、困惑させ若しくは不快・不安の観念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。
- (5) 断定的な判断の提供又は利益保証・損失補填の約束など新規参入の勧誘に際して法定の禁止行為を行ってはならない。

2 管理担当班は、以下の各号に該当したときは、会社所定の報告書により、その都度速やかにその旨を支店長等及び管理部長に報告しなければならない。

- (1) 当社が、商品先物取引の委託の勧誘を受けた者から勧誘を拒否する旨の明確な意思表示を通知されたとき
- (2) 営業外務員からの聴取・報告等により、勧誘を拒否する者の存在が判明したとき。

(説明義務の履行)

第12条 当社は、営業外務員が商品先物取引の委託を初めて行う者又はその勧誘を受けようとする者に取引について説明するときは、「委託のガイド」、「予測が外れた場合の対処説明書」及び「受託契約準則」その他会社所定の説明資料を勧誘に先立って交付するものとする。

2 当社は、商品先物取引の委託の勧誘を新規に勧誘しようとする見込み客に対しては、前項に定める説明書面の記述や図面の該当箇所を示し且つ具体例も示しながら、説明を受ける相手が以下の各号について理解するために十分な説明を行うものとする。説明の手順は、以下の1号、2号の説明を行った後に理解を得たことを書面で確認し、次いで3号以下の説明を行った後に同様の確認書面を得るものとする。

- (1) 商品先物取引では、取引総代金が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の変動幅が小さくとも取引全体では大きな額の変動が生じるハイリスク・ハイリターン取引である旨
- (2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨
- (3) 手数料及び消費税の徴収時期と方法、並びに手数料額は損益と別計算

であること

(4) 取引証拠金制度等の内容及び概要

(5) その他「委託のガイド」に記載された商品先物取引法第217条第1項第3号及び第4号（同法施行規則第104条に定める事項）に定める事項

(6) 第31条に定める当社の取引証拠金等に係わる規定

3 前項にあっては、機関投資家等の商品先物取引法第218条第1項に定める顧客以外の者が説明は不要と申し出たときであっても説明を欠いてはならないものとし、説明を欠いた場合は、受託の契約を行わないものとする。

(確認)

第13条 管理担当班は、前条の定めに従い書面の交付及び説明事項の理解の状況について確認するために、勧誘を受けた者から会社所定の確認書を受領するよう営業外務員に徹底しなければならない。

2 前項の確認書は、口座開設申込書に添付されなければならない。

第4章 受託審査

(審査の目的、方法)

第14条 当社は、商品先物取引に係わる個々の顧客の知識、経験及び財産の状況に適合した健全な受託を確保するために、当社に口座を開設して商品先物取引の委託を申し込もうとする者（以下「新規委託申込者」という。）について、営業部門から独立した管理部及び管理担当班による二審制の受託審査（以下「新規受託審査」という。）を行うものとする。

(1) 一次審査は管理担当班の事務長が行うものとする。

(2) 二次審査は管理部長が行うものとする。

(3) 第10条第3項による原則不適格者の参入審査は、本条第3項によって行うものとする。

2 支店長等は、審査の結果（審査により設定された受託条件や取引制限等がある場合にはその条件や制限等を含む）を新規委託申込者に対し通知し且つ確認するものとする。

3 当社は、新規受託審査のほか、習熟期間の解除を認定する審査（以下「習熟認定審査」という。）並びに取引に係わる制限や条件の変更及び第10条第3項にかかる審査（以下「特別審査」という。）を行うものとする。

(1) 習熟認定審査は、管理担当班の事務長と管理部長がこれを行うものとする。

(2) 特別審査は、一次審査を管理部長が行い、二次審査を統括管理責任者が行うものとする。

(3) 審査の結果及び受託条件・取引制限等の顧客への通知及び確認は、支店長等が行うものとする。

4 管理部長は、審査における過程、判断根拠等を具体的に記載した審査表を作成し、これを10年間保存するものとする。

5 前4項における審査方法、審査手続、判定及び受託条件・取引制限等の設定基準、結果の通知等については、別に定める「審査規程」によるものとする。

(顧客の情報収集)

第15条 当社は、新規受託審査を実効性あるものとするために、新規委託申込者に対して適合性原則の趣旨及び個人情報保護法上の当社の体制を説明して理解を得た上で、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下の事項について、当社所定の書面により個人情報の開示を求めるものとする。

① 氏名

② 住所

③ 生年月日

④ 職業

⑤ 年収及びその構成内容

⑥ 資産の状況及びその構成内容

⑦ 投資可能資金額

⑧ 商品先物取引の仕組みやリスク等第13条に定める説明義務事項の理解状況

⑨ 商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度

⑩ 申込動機（取引の目的）

⑪ 第12条第1項に定める事前交付書類の受領確認その他

⑫ その他適合性の判断に資する個人情報

2 前項⑦の「投資可能資金額」を新規委託申込者より申告を受ける際には、その意味を理解できるよう分かりやすく説明するものとする。

3 管理部長又は管理担当班の事務長は、前項の情報を補完するために必要な場合には、面会又は電話等により、新規委託申込者から直接に個人情報を入手しなければならない。

(顧客個人情報の管理)

第16条 前条によって得られた個人情報は顧客カードとして記録し、爾後その情報に変更があればその都度管理担当班の事務長が更新するものとする。

2 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報保護規定」に従って管理部長又は管理担当班の事務長が保管するものとする。

3 見込み客に係わる個人情報の管理については、前項に準じて管理担当班の事務長が行なうものとする。

第5章 口座開設

(口座開設時の必要書類)

第17条 当社は、新規委託申込者より、口座開設申込書（会社所定の書式による）のほか、前条に定める個人情報開示書面（同）及び本人確認書類の写し等を徴求するものとする。

2 口座開設申込書の内容は次の事項とする。

① 住所、氏名、電話番号（携帯電話番号）

② 勤務先（社名、所在地、業種、資本金、社員数、勤続年数、職務内容及び職位等）

③ 生年月日、住居状況、家族構成

④ 商品先物取引の仕組み及びリスクについての説明を受けた旨及び十分に理解した上で自らの意思により取引を申込む旨の確認

⑤ 連絡先、指定時間その他

3 個人名義口座の本人確認書類については、次のいずれかとし、原本の提示を求めた上でその写しの提出を受けるものとする。

① 運転免許証

② パスポート

③ 健康保険証

④ 市区町村長が発行する住民票又は印鑑登録証明書

4 法人名義口座の本人確認書類は、法人代表者の前項①乃至④の書面のいずれか又は法人の登記簿謄本、代表者登録印鑑証明書とする。但し、代表者以外に委託の発注専任者を定める場合には、これらの書面に加え、発注専任者の前項①乃至④の書面のいずれかと代表者の署名・捺印による法人による委任状の提出を受けるものとする。

5 第10条第2項に定める原則不適格者の参入申込みにおいては、第10条第3項に定める確認書類及び申告書を徴求しなければならない。

6 65歳以上75歳未満の高齢者には、商品先物取引の投機性を十分に理解した上で自己責任の認識をもって取引を行う旨の自筆の申出書を徴求するものとする。

(契約及び受託)

- 第18条 受託契約は、当社が第14条に定める受託審査によって当社が受託を認定した新規委託者から約諾書の差し入れを受けることより成立するものとする。
- 2 約諾書には、当社の受託審査が認定して初めてその効力が発生する旨の停止条件を顧客が容易に認知できる位置に明示するものとする。
- 3 建玉は、受託契約の成立後に、取引証拠金の入金または充有有価証券の入券が確認された後に行うものとする。

第6章 新規顧客の保護育成

(新規顧客の定義)

- 第19条 本規則における「新規顧客」とは、以下に該当する顧客をいう。
- (1) 商品先物取引の未経験者
- (2) 当社及び他社での商品先物取引の経験が、口座開設申込書の受入日の前3年以内に延べ90日に満たない者
- 2 前項にかかわらず、当社は、前項に該当しない顧客を新規顧客とみなすことがある。

(保護育成措置)

- 第20条 当社は、新規顧客が建玉、転売・買戻しによる決済及び差損益金の受払い等、習熟期間中の実践的な取引を通して、取引の仕組みやリスク、損益や取引資金の計算方法及び売買の手法等の理解を深め、適正な資金の範囲内で自らの判断と責任において取引を行うことができるよう、その育成と保護の徹底を図るため、次条から第24条に掲げる措置を講ずるものとする。

(習熟期間の設置)

- 第21条 当社は、新規顧客が取引を開始するにあたって、原則として3カ月間の習熟期間を設けることとする。

(習熟期間の解除又は延長)

- 第22条 支店長等は、習熟期間満了予定の顧客につき、取引に十分習熟したものと客観的に判定したときは、習熟期間の解除を顧客と連名で顧客が解除を希望する日の5営業日前までに管理部長に申請して習熟認定審査を求めることができる。
- 2 習熟期間を終了しようとする顧客からは、以下の各号を内容をとする自書申告書を徴求するものとする。
- (1) 商品先物取引の経験がない者を保護するために習熟期間中の取引量を投資可能資金額の3分の1に制限する措置が設けられていることを理解している旨。
- (2) 商品先物取引に習熟している場合に限り、前号の制限を超えられることを理解し、自らがこの要件を満たすことについて確認している旨
- 3 習熟認定審査において申請が棄却された場合には、管理部長は習熟期間を延長するものとする。
- 4 支店長等は、習熟期間の解除又は延長について顧客に審査結果及びその理由を通知し、条件が付された場合はその事由と内容を説明の上、当該顧客から合意書を徴するものとする。

(習熟期間中の取引資金制限)

- 第23条 当社は、新規顧客が適正な資金によって習熟目的を実現するために、習熟期間中においては、以下に掲げる取引資金の制限を設けることとする。
- (1) 習熟期間中の顧客が預託する取引本証拠金の最高額は、投資可能資金額の三分の一を目安に新規受託審査で定める額とし、同期間中は原則としてこの額を超えてはならないものとする。
- (2) ただし、顧客自身の意思により取引証拠金、臨時増証拠金、及び定

時増証拠金によって同最高額を一時的に超えるものであることが明らかとなるときはこの限りではない。

- (3) 前号の場合であっても、第26条に定める手続(特別審査)を経ない限り、投資可能資金額を超えてはならない。

(習熟期間中の保護育成)

- 第24条 管理担当班は、取引の仕組み等に関する顧客の理解状況を把握するため、習熟期間中は顧客面談等により、以下各号についての合計3回の理解度確認調査を行うとともに、理解不足の事項については、理解したことが客観的に確認できる程度に補足説明を行わなければならない。

- (1) 「受託契約準則」及び「商品先物取引—委託のガイド—」の内容についての理解状況
- (2) 損益発生仕組み及び損益計算方法の理解状況
- (3) 預かり金と概算残金額の関連性を中心とした取引資金の状況把握及びその計算方法の理解状況
- (4) 報告書類等の見方の理解状況
- (5) 予測が外れた場合の対処方法及び資金繰り、価格変動に伴うリスクの増幅・縮小の具体的な理解状況
- (6) 自己責任原則の理解状況
- (7) その他前記各号に準ずる事項

- 2 管理担当班は、前項の確認及び補足説明の状況を会社所定の書面により支店長等、営業部長及び管理部長にその都度速やかに報告するものとする。
- 3 管理担当班は、第1項のための訪問のほか、その他の目的による訪問等において、取引内容が新規委託者の保護育成に欠ける又はそのおそれがあると認められる場合には、支店長等、営業部長及び管理部長に対し会社所定の書面によって速やかに報告しなければならない。

第7章 習熟顧客の取引管理と事故防止

(売買状況の管理)

- 第25条 当社は、習熟期間終了後の顧客(以下「習熟顧客」という。)についても、その売買内容、建玉内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等について取引の状況を常に監視し、顧客の適合性に適った健全な取引の維持を図るものとする。
- 2 管理部長は、取引の収支や内容について調査が必要であると判断する口座があるときは、管理担当班に訪問等による直接確認を指示するものとし、前項の目的に支障がある、又はそのおそれがあると認めるときは、支店長等に改善を要請するものとする。
- 3 支店長等は、管理担当班の協力を得て、定期残高照合回答書及び取引内容確認書が顧客から適宜回収されるよう営業外務員を指導しなければならない。
- 4 前項の定期残高照合回答書又は取引内容確認書に顧客の疑義、不満等が示された場合、管理担当班は、速やかに事実関係を確認し、支店長等及び管理部長に報告しなければならない。
- 5 第25条第3項及び本条に係わる取引の改善において効果が確認できないときは、統括管理責任者は、顧客に対して新たな建玉や入金等の禁止を含めた強制指導を行うことがある。この場合においては、支店長等は、当該顧客に直接面談してその趣旨説明をするともに、顧客の意向等を確認するものとする。

(取引資金の適合性管理)

- 第26条 当社は、習熟顧客の取引資金に適合した健全な取引を確保するために、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘は、原則として不適当な勧誘に該当することから行わないものとする。ただし顧客の要望により例外的に当該の委託の申し出がある場合は、以下の各号に従い、あら

かじめ特別審査の認定を得なければならない。

- (1) 支店長等及び管理担当班は、以下に掲げる①ないし③について自書した申出書および増額後の投資可能資金額の裏付けとなる客観的な資料または自書証明書を当該顧客から徴求することにより取引資金量に見合う適合性を確認するものとし、当該顧客が投資可能資金額の増額変更を希望する日の1週間前までにこれらの書面を添えて管理部長に申請しなければならない。
 - ① 自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、下記②および③の例外要件を自らが満たすことについて確認している旨
 - ② 新たに申告した増額後の投資可能資金額が損失をしても生活に支障の無い範囲で設定されている旨
 - ③ 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることにつき証明する用意がある旨
 - (2) 前号の申し出は、第14条第3項に定める特別審査により、その可否を決定するものとする。
 - (3) 支店長等は、前号の審査結果(条件等が付された場合はその条件等を含む)を当該顧客に通知して確認しなければならない。
 - (4) 前号の顧客への通知及び確認がなされる前に、投資可能資金額を超える取引を顧客に行なわせないものとする。
- 2 管理担当班は、相場の変動によって取引証拠金等の額が投資可能資金額を超えることとなるおそれがあると判断される顧客には、適宜面談するなどの方法により顧客の意向や資金等の状況を確認し、顧客に注意を喚起するとともに、その内容を支店長等、営業部長及び管理部長に書面で報告しなければならない。
 - 3 前項の定めにかかわらず、相場の大きな変動などにより支店長等が顧客保護上の急迫な事情として一時的な投資可能資金額の超過もやむを得ないと判断する場合であって、管理部長又は管理担当班が顧客に直接に意思確認及び資金的裏付けを確認した場合には、統括管理責任者は期限を定めて投資可能資金額を一時的に超える投資を認めることができる。但し、この場合であっても、統括管理責任者の決定前に、顧客に投資可能資金額を超えて投資を行なわせないものとする。
 - 4 前項の適用が一定期間において数度に亘ってなされた顧客については、統括管理責任者は、取引を縮減させるように支店長等に期限を定めて指導することができる。
 - 5 第10条第3項に該当する顧客については、第2項中の「適宜」を「少なくとも月に1回」に置き換えて準用する。

(売買注文等の指示時における意思確認)

- 第27条 営業外務員は、顧客が売買注文等を指示したときの意思確認及びその指示を執行したことの報告等につき、業務日誌等に記帳しなければならない。
- 2 管理担当班の事務長は前項の業務日誌等を5年間保管しなければならない。
- 3 営業外務員は、商品取引所法で勧誘を禁止される両建を顧客から受託するときは、当該顧客自身の判断に基づく委託である旨の自筆の申出書を徴しなければならない。また、商品取引所法施行規則で禁止される両建を顧客から受託するときは、当該顧客がその取引の意義、効果、手法等について理解していることを確認し自筆の申出書を徴しなければならない。
- 4 管理担当班は、定期残高照会回答書と営業外務員が回収する取引内容確認書を通じて、取引に係る顧客の意思と取引内容が合致していることを常に確認するものとする。

(不正資金の流入防止)

- 第28条 当社は、公金等取扱者の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の管理措置を講ずるものとする。
 - (1) 公金等取扱者の取引証拠金等の実質的な預託額が習熟期間における投

資可能資金額の三分の一又は習熟認定後の投資可能資金額を超えることが予測される場合には、管理担当班は当該顧客と面談し、客観的な裏付けをもって取引資金の内容を確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金である旨の自筆の申出書を徴した上で管理部長に報告するものとする。

- (2) 受託の継続及び習熟後の投資可能資金額の増額の可否については、前号による報告を受けた管理部長の申請に基づき特別審査により決定するものとする。なお、この審査結果により、顧客に速やかに取引を解消するよう求めることもある。
 - (3) 第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金及び入金に係わる売買注文を受けないものとする。
- 2 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、前項を適用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

- 第29条 公金取扱者の取引又は前条第2項に該当する取引において以下が認められるときには、管理部長は不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開始するものとする。
 - (1) 前条第1項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の申込があったとき
 - (2) 前条第1項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき
 - (3) 1回の入金額が、年取相当額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき
 - (4) その他入金状況(入金頻度や入金経路等)に疑念がある場合等
- 2 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、管理担当班が当該顧客と面談して、以下のように対応するものとする。
 - (1) 聴取においては、当該顧客からの投資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。
 - (2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない事情についてさらに調査を進め、資金の解明を図るものとする。
 - (3) この調査にあたっては、営業外務員からも事情聴取するものとし、営業外務員はその把握している当該顧客の情報を全て調査担当者に報告するなど調査に協力しなければならない。
- 3 管理部長は、調査の迅速化のために必要なときは、興信所等の外部機関を利用することもできる。
- 4 不正資金の流入防止に係る調査の結果に基づき、当社は以下の措置をとるものとする。
 - (1) 当該顧客が取引資金の裏付けとなる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けけないものとする。
 - (2) 支店長等は、顧客による仕切りに係るものを除き、以後の勧誘・受託を営業外務員に行わせてはならない。
- 5 第2項及び第3項の調査をしたときは、管理部長は、調査項目、調査内容、調査結果及び調査結果に基づく措置等について記録を作成し、10年間これを保存するものとする。
- 6 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、支店長等は、当該顧客に対し速やかに取引を決済するように要請するとともに、その後の入金を取り扱わないよう営業外務員に徹底しなければならない。

(不適切な取引、事故予防)

- 第30条 管理担当班は、以下の場合においては、速やかに顧客及び担当外務員に確認して事実関係を把握しなければならない。
 - (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
 - (2) 日常の監視又は第25条ないし第27条の確認によって取引に疑念を抱

いたとき

- 2 前項において苦情等を認識した場合に、管理担当班は、当社所定の報告書により速やかに支店長等及び管理部長に取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
- 3 管理部長は、前項の報告書に基づき、主務大臣への「事故報告書」を提出しなければならない。
- 4 苦情等の処理については、別に定める「苦情等処理規程」によるものとする。

第8章 取引証拠金等

(取引証拠金等に係る措置)

第31条 当社は、取引証拠金等について以下の各号のとおり定める。

- (1) 取引本証拠金の額は全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
 - (2) 取引証拠金等について「差換預託」方式を採用するものとし、顧客は「直接預託」方式のいずれかを選択するものとする。ただし、差換預託方式は顧客の同意を必要とする。
 - (3) 取引証拠金等については、余剰分を分離しない「取引証拠金一括預託」方式と余剰分を分離保管する「分離預託」方式のうち、顧客がいずれかを選択するものとする。
 - (4) 追証が発生した場合の追徴額を「直洗損益金通算額」と定めるものとする。
 - (5) 取引追証証拠金の額を算出する際にはオプション取引の買い建玉の計算上の益金額をその計算に含めないものとする。
- 2 管理部長は、取引証拠金等に係る内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知しその記録を3年間保存するものとする。

(取引証拠金の預託猶予)

第32条 当社は、習熟期間中の顧客を除き、商品取引所が定める以下の各号に該当する顧客から受託契約準則第11条第2項但書(取引証拠金の預託猶予)の申出を受けた場合は、習熟認定審査によりその可否を決定する。

- (1) 当業者
 - (2) 資力・知識・経験等を有し、自らの意思と判断で取引を行うことができる顧客であつて、書面により取引証拠金の預託に係わる取扱いの申出があつた者
- 2 管理部長は、顧客からの自筆の申出書、支店長等による申請書によりその申出を審査しその可否を決定する。
 - 3 申請が却下された場合には、支店長等は当該顧客に対してその理由を説明しなければならない。
 - 4 当社は、取引証拠金の預託猶予が認定された顧客に対しては、翌営業日正午まで取引証拠金の預託猶予を認めるものとする。

(取引証拠金等の返還)

第33条 当社は、預り証拠金余剰額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、原則として4営業日以内に返還するものとする。

- 2 前項の請求があつたときには、管理担当班は財務部に速やかに通知するものとする。

(追証証拠金等追加徴収に係る措置)

第34条 営業外務員は、取引証拠金等の入金について商品取引所法令が定める入金期日を厳守しなければならない。

- 2 前項の未徴収又は未収金の回収責任者は、預託が必要となった時点における当該顧客担当の営業外務員とし、当該顧客並びに管理部長及び管理担当班と協議して回収期日や方法を決定し、適切に且つ早期の回収に努めなければ

ならない。

- 3 前項に定める責任は、異動等による所属変更によって変更されないものとする。

(預り証)

第35条 当社は、顧客より証拠金の差入れ又は預託を受けた場合は以下に定める預り証を交付するものとする。

- (1) 顧客が直接預託を行うときは「取引証拠金預り証」
 - (2) 顧客が差換預託を行うときは「委託証拠金預り証」
 - (3) 顧客が余剰分を分離保管するときは「商品取引受託業務に係る預り金預り証」
- 2 前項各号に定めた預り証は、差入れ又は預託を受けたものが金銭であるときはその金額、充用有価証券等であるときはその銘柄及び数量を記載し、差入れ又は預託を受けたその都度交付するものとする。
 - 3 顧客より、あらかじめ「金融機関を介して差入れ又は預託した場合は、預り証の交付を省略する」旨について書面をもって同意を得ている場合は、本条第1項の「取引証拠金預り証」及び「委託証拠金預り証」の交付は省略するものとする。

第9章 委託手数料

(委託手数料額)

第36条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。

- 2 管理部長は、手数料の額や徴収方法等の変更があつた場合には、あらかじめ社内に徹底するとともに顧客に周知せしめ、必要に応じて顧客から営業外務員又は管理担当班を通じて変更通知受領確認書を回収しなければならない。
- 3 管理部長は、前項に関わる通知、変更通知受領確認書及びこれらに関する記録等を5年間保存しなければならない。

第10章 社内教育

(社内教育)

第37条 管理部及び人事部は、本規則の遵守の徹底を図るため、営業外務員及び管理部門社員に対して以下の教育指導を行うものとする。

- (1) 人事部は、新入社員研修及び職位別研修等において本規則の周知徹底を図るものとする。
 - (2) 支店長等は、少なくとも半期に一度又は本規則が改訂された場合にはその都度、部店内において研修会を開催して本規則の周知徹底を図るものとし、管理担当班の事務長はその研修内容等につき記録を作成し管理部長に報告するものとする。
- 2 管理部長は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底を図るものとする。

第11章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

第38条 営業外務員は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあつては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び受託等業務に関する規則(日本商品先物取引協会)に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)を行ってはならない。

- 2 支店長等及び管理担当班は、日々の営業活動を通じて、営業外務員が禁止行為を行わないよう教育、監視及び指導を徹底しなければならない。

- 3 管理担当班は、禁止行為が行われている疑いがあるときは、顧客との面談及び営業外務員からの事情聴取などにより速やかに事実確認を行い、禁止行為が認められた場合にはその旨を支店長等及び管理部長に報告をしなければならない。

(制裁)

- 第 39 条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者（指導・監督の責任を含む）は、就業規則第 44 条により制裁する。

附 則

本規則は平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改訂は平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 1 条 (目的)
2. 第 2 条 (管理体制) 第 1 項 1 号、2 号、第 2 項、第 3 項 (新設)
3. 第 3 条 (総括責任者及び副総括責任者の設置) 第 1 項
4. 第 6 条 (管理担当班の職務) 第 8 号
5. 第 8 条 (勧誘の際の説明義務及び書面の受領) 第 3 項
6. 第 16 条及び第 18 条中の名称変更
「社団法人商品取引員協会」→「日本商品先物取引協会」

附 則

この改訂は、平成 11 年 11 月 15 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 2 条 (管理体制) 第 3 項文中の部署変更
「営業企画部」→「業務改革室」

附 則

この改訂は、平成 12 年 10 月 2 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

全面改訂

附 則

この改訂は、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 2 条 (管理体制) 第 1 項、第 3 項
2. 第 5 条 (管理担当班の設置) 第 1 項、第 2 項
3. 第 10 条 (口座開設時の必要書類) 第 2 項第 6 号
4. 第 19 条 (習熟期間中の保護育成) 第 1 項、第 2 項

附 則

この改訂は、平成 15 年 4 月 28 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 7 条 (商品取引不適格者参入の防止) 第 2 項第 5 号
2. 第 23 条の 1 (不正資金の流入防止) 第 1 項
3. 第 23 条の 2 (不正資金の流入防止の調査) 第 1 項乃至第 6 項 (新設)

附 則

この改訂は、平成 15 年 6 月 6 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 24 条 (委託証拠金預託猶予) を第 24 条に繰り上げ、第 24 条の 1 (委託本証拠金の額に係る措置) を新設

附 則

この改訂は、平成 15 年 6 月 9 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 21 条 (運用資金の適合性管理)

附 則

この改訂は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

法改正に伴う全面改訂

附 則

この改訂は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。

(注) 改訂項目は次のとおりである。

1. 第 11 条 (適正な勧誘の遂行) の第 1 項第 1 号の末尾を「明確に確認し、その結果を記録しなければならない」に改める。

附 則

この改訂は、平成 17 年 7 月 8 日から施行する。

(注) 主たる改訂は第 21 条第 2 項の削除および第 26 条の表記方法の修正

附 則

この改訂は、平成 17 年 12 月 13 日から施行する。

- (注) 主務省ガイドライン Q&A に従った一部修正 (23 条第 1 項 3 号修正及び第 2 項削除)、約諾書に停止条件を明示する旨の追加 (第 18 条) ほか第 2 条第 4 項 (重複記載箇所) 及び第 22 条第 3 項 (習熟再認定期間) の一部削除

【商品取引所法】

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

- 第 116 条 何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。
2. 仮装取引をし、又は偽って自己の名を用いずで取引をすること。
3. 自己のする取引の申込みと同時に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
4. 単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。
5. 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。
6. 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によって変動すべき旨を流布すること。
7. 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(のみ行為の禁止)

- 第 212 条 商品取引員は、商品市場における取引の委託を受けたとき、又はその委託の取次ぎを引き受けたときは、その委託に係る商品市場における当該委託に係る申込みをせず、又は当該委託の取次ぎをしないうで、自己がその相手方となって取引を成立させてはならない。

(誠実かつ公正の原則)

- 第 213 条 商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、

その業務を遂行しなければならない。

(不当な勧誘の禁止)

第 214 条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。
2. 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。
3. 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること。(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。)
4. 商品市場における取引につき、顧客から第 2 条第 8 項第 1 号に掲げる取引の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額(買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。)で同号に掲げる取引をすること。
5. 商品市場における取引等につき、その委託を行なわない旨の意思(その勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。
6. 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘すること。
7. 商品市場における取引等につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
8. 商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。
9. 前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引等又はその受託に関する行為であって、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

(適合性原則に反する勧誘の禁止)

第 215 条 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(罰則)

第 356 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役若しくは 5 0 0 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1. 商品市場における取引若しくはその受託のため、又は相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは威迫をした者
2. 第 116 条の規程に違反した者

【商品取引所法施行規則】

(禁止行為)

第 103 条 法第 214 条第 9 号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるもの

とする。

1. 委託証拠金の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
2. 故意に、商品取引受託業務に係る取引と自己の取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。
3. 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること(受託契約準則に定める場合を除く。)
4. 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って取引所に報告すること。
5. 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、特別の利益を提供することを約して勧誘すること。
6. 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
7. 商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
8. 商品市場における取引等の委託につき、虚偽の表示をし又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
9. 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等(これらの取引等から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解しない顧客からうけること。

【受託契約準則】

(一任売買等の禁止)

第 25 条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部について顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為(省令第 102 条第 1 項各号に掲げる行為を除く。)
- (2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をする行為(第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 24 条又は次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によりする場合を除く。)
- (3) 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人(第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 号による代理人を除く。)から委任を受ける行為。

【受託業務に関する規則】

(禁止行為)

第 5 条 会員は、法その他の関係法令及び受託契約準則に規定するもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 知識、経験及び財産に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者を勧誘し、受託すること。
- (2) 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、当該取引に係るもの以外のものであると顧客に誤認させるような仕方での勧誘を行うこと。
- (3) 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、事実と反する事項を告げ又は威迫する言動を交えて勧誘すること。
- (4) 顧客に対し、取引の仕組み、その投機的本質及び損失が発生する可

- 能性等法第 217 条第 1 項に規定する事前交付書面に基づいて法第 218 条第 1 項に定める説明をしないで勧誘し、受託すること。
- (5) 顧客に対し、商品市場における取引の受託等契約以外の契約を解除することを勧めること。
- (6) 商品市場における取引の委託につき転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新規に当該取引を勧めること。
- (7) 各商品取引所において受託契約準則に定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（同準則で定める代理人を除く。）から受託すること。
- (8) 自己の使用しない者が行う勧誘により受託すること。ただし、次に掲げる場合を除く。
- イ 法第 190 条第 1 項の規定による許可を受けている者のうち商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける業務を営むものが行う勧誘による委託を受ける場合
- ロ 外国商品市場において商品取引受託業務を営むことについて当該外国において法第 190 条第 1 項の規定による許可の相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（と害許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者であつて各商品取引所が適当と認めたものが外国において行う勧誘による委託を受ける場合
- (9) 次に掲げる者が商品投資顧問業者等であるばあにおいて、当該商品投資顧問業者等から、当該商品投資顧問業者が顧客から一任されて行う取引を受託すること。
- イ その役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数が当該商品取引員の業務に従事し、又は従事していた者により占められている者
- ロ その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の 10 分の 5 以上の株式又は出資を当該商品取引員より所有されている者
- ハ その役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数が当該商品トリオ率いん及びびイ又はロに該当する者の業務に従事し、又は従事していた者により占められている者
- ニ その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の 10 分の 5 以上の株式又は出資を当該商品取引員及びびイ又はロに該当する者により所有されている者
- (10) 受託業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸し付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理し、又は金銭若しくは有価証券の借受けを勧めること。
- (11) 顧客に対し、金銭等の融資を求め又は融資を受けること。
- (12) 顧客に対し、本人以外の名義を使用させること。
- (13) 外務員として登録を受けていない者に登録外務員の類似行為をさせること。
- (14) 頻繁に担当外務員を交代させること。
- (15) 顧客に対し、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。
- (16) その他第 2 条及び第 3 条の規定の趣旨及び委託者保護に反すると認められる行為をなすこと。
2. 会員は、登録外務員が法その他関係法令及び受託契約準則に違反する行為のほか、次に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。
- (1) 前項各号に掲げる行為（第 8 号及び第 13 号を除く。）
- (2) 自己の所属する以外の商品取引員に取引の委託又は委託の取次ぎの引受けを斡旋すること。
- (3) 委託者から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で所属商品取引員（会員に限る。）に通すこと。
- (4) 委託者とみだりに金銭等の貸借関係を結ぶこと。
- (5) その他登録外務員の職務を怠る等委託者保護に欠ける行為を行うこと。

⑥外務員の登録状況

前期末登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	今期末登録外務員数
245 名	81 名	109 名	217 名

⑦委託者数

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
1,639 名	1,235 名	1,332 名

⑧苦情・紛争に関する事項

当社では、本社管理部にお客様相談室を設置するとともに、各営業所に管理担当者を常駐させ、お客様への啓蒙活動並びに営業外務員に対する指導等を積極的に行い、適正かつ円滑な取引が遂行されるよう努めております。また、取引内容や担当外務員に対する不満等から発生するクレームにつきましても、管理部は関係部署と連携をとり、公正を期して対応し、迅速かつ適切に解決するようにいたしております。

平成 17 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	1			1	
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	1	0	0	1	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	1				1
取引に係るもの	1	1			
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	2	1	0	0	1

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨訴訟に関する事項

平成 17 年度中における訴訟は、前年度からの繰越が 4 件、今年度発生が 5 件、今年度解決（和解）が 2 件となり、今年度末係争中が 7 件となっております。

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判 決	和 解	係 争 中
4 件	5 件	—	2 件	7 件

3. 経理の状況

① 貸借対照表（平成 18 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,964,592	流動負債	5,116,694
現金預金	3,471,682	短期借入金	782,244
委託者未収金	133,848	賞与引当金	43,000
前払金	50,780	預り証拠金	2,552,845
前払費用	32,839	未払費用	110,370
保管有価証券	264,599	預り金	39,264
差入保証金	2,433,180	通貨取引証拠金	1,577,703
委託者先物取引差金	321,633	その他の流動負債	11,267
預託金	50,000		
繰延税金資産	37,410	固定負債	470,787
未収消費税等	18,996	退職給付引当金	379,996
その他の流動資産	190,973	役員退職慰労引当金	90,790
貸倒引当金	△41,351		
固定資産	4,053,768	引当金	106,731
有形固定資産	2,205,185	商品取引責任準備金	106,615
建物	1,066,361	（商品取引所法第 221 条）	
構築物	19,509	金融先物取引責任準備金	115
車両	4,821	（金融先物取引法第 81 条）	
器具備品	115,533		
土地	992,322	負債合計	5,694,214
建物仮勘定	6,636	（資本の部）	
無形固定資産	24,259	資本金	1,015,700
電話加入権	15,318	資本剰余金	96,471
ソフトウェア	8,728	資本準備金	96,471
その他無形固定資産	213		
投資その他の資産	1,824,323	利益剰余金	4,158,986
投資有価証券	497,709	利益準備金	253,925
子会社株式	300,000	任意積立金	3,615,500
出資金	248,300	別途積立金	3,615,500
長期差入保証金	488,942	当期末処分利益	289,561
長期未収債権	72,667		
長期前払費用	27,708	株式等評価差額金	54,187
会員権	51,808		
繰延税金資産	225,945	自己株式	△1,199
貸倒引当金	△88,758		
		資本合計	5,324,147
資産合計	11,018,361	負債・資本合計	11,018,361

②損益計算書（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

（単位：千円）

科 目		金 額
経常損益の部	営業収益	2,772,369
	受取委託手数料	2,698,601
	売買損益	△194,148
	自己先物取引評価損益	19,769
	その他	248,148
	営業費用	3,562,351
	販売費及び一般管理費	3,562,351
	営業損失	789,981
	営業外収益	521,254
	受取利息	4,869
受取配当金	6,363	
受取地代家賃	24,897	
投資有価証券売却益	361,499	
金地金売却益	74,586	
その他	49,038	
営業外費用	32,160	
支払利息	30,422	
その他	1,737	
経常損失	300,887	
特別損益の部	特別利益	503,894
	商品取引責任準備金戻入	141,309
	固定資産売却益	71,565
	出資金売却益	291,020
	特別損失	218,260
	商品取引責任準備金繰入	49,522
	金融先物取引責任準備金繰入	115
	固定資産除去損	6,704
	減損損失	86,314
役員退職慰労金	75,603	
税引前当期純損失	15,253	
法人税、住民税及び事業税	9,402	
法人税等調整額	120,486	
当期純損失	145,142	
前期繰越利益	434,704	
当期未処分利益	289,561	

③注記事項

I. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 自己所有の有価証券

満期保有目的債券

償却原価法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定による商品取引所が定める充用価格

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌期から費用処理することとしています。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。なお、当社は役員退職慰労金規定を平成17年3月31日をもって廃止し、以後追加の引当を行っておりません。

商品取引責任準備金	商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条に定めるところにより算出した額を計上しております。
金融先物取引責任準備金	金融先物取引事故による損失に備えるため、金融先物取引法第81条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更

(1) 収益の計上基準

商品先物取引及び通貨証拠金取引に係る受取手数料は、「委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上」から「委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上」に変更いたしました。この変更は、商品先物取引業統一経理基準の改正（平成17年5月施行）によるものであります。この変更により、従来の方法に比べて営業収益は66,316千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は同額減少しております。

(2) 固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審査会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。その結果、税引前当期純損失は86,314千円増加しております。

III. 貸借対照表関係

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,195,584千円

(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほかリース契約により使用している固定資産としてコンピューター及び事務機器等があります。

(4) 担保に供している資産

定期預金	1,872,000千円	投資有価証券	316,166千円
建物	956,958千円	土地	987,353千円

(5) 商品先物取引証拠金等として(株)日本商品清算機構に預託している資産

投資有価証券	21,870千円	保管有価証券	264,599千円
差入保証金	1,132,400千円		

(6) 配当制限

商法施行規則第124条第3号に規定する、資産に時価を付したることにより増加した純資産額は、54,187千円であります。

IV. 損益計算書関係

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 減損損失

a. 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは各事業所ごとに行っております。但し、遊休資産等については、個々に独立した資産グループとしております。

b. 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失の金額

用途	場所	種類	金額
事業所	大阪府大阪市（大阪支店）	土地・建物等	66,323 千円
遊休資産	福島県麻耶郡	土地・建物等	16,740 千円
遊休資産	新潟県南魚沼郡	土地	3,250 千円
合 計			86,314 千円

c. 減損損失の認識に至った経緯

大阪支店においては、営業活動による損失が継続してマイナスであったため、減損の兆候に該当し、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産においては、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

d. 回収可能価額の算出方法

大阪支店及び遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額によっております。なお、正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。

(3) 1株当たり当期純損失 134円41銭

④利益処分計算書

(単位：円)

科目	金額
当期末処分利益	289,561,850
これを次のとおり処分いたします。	
株主配当金 (1株につき 100円)	107,985,000
次期繰越利益	181,576,850

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦財務比率

(a)純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1136%
(b)自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	524%
(c)自己資本比率 [自己資本/総資本×100]	48%
(d)修正自己資本率(注1) [自己資本/総資産額×100]	56%
(e)負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	105%
(f)流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	136%

(注1) 総資産額から、委託者資産のうち(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

ディスクロージャー 2006

追加情報

東京コムウェル株式会社

追加情報について

当社のディスクロージャーにおける記載事項のうち、平成18年度になり変更されたものについて追加情報として開示致します。

★ 目 次 ★

会社名等、会社の沿革	1
会社の目的、事業の内容	3
経営組織	5
主要株主	6
役員の様況	7

◆会社名等

- 会 社 名：東京コムウェル株式会社
- 所 在 地：東京都豊島区高松 1-1-11
- 電 話 番 号：03-5965-1111（代）
- 代 表 者：代表取締役会長 北山 明
代表取締役社長 手塚 宏二

◆会社の沿革

昭和42年 7月	東京都中央区に朝日物産(株)創立 資本金4,000万円
昭和42年 11月	東京都台東区に本社を移転 東京繊維取引所（現東京工業品取引所）仲買人業務開始
昭和42年 12月	池袋・横浜・熊谷支店開設
昭和46年 3月	東京都豊島区に本社を移転
昭和46年 8月	豊橋乾繭取引所取引員花田産業(株)と合併 (株)サンライズに商号変更 資本金9,800万円に増資
昭和46年 10月	東京砂糖取引所（現東京穀物商品取引所）取引員加入
昭和47年 4月	(株)サンライズ貿易に商号変更
昭和48年 2月	豊橋支店開設
昭和48年 5月	資本金1億4,700万円に増資
昭和51年 5月	資本金1億6,170万円に増資
昭和52年 5月	資本金1億7,787万円に増資
昭和53年 5月	資本金1億9,565.7万円に増資
昭和53年 10月	資本金2億2,200万円に増資
昭和56年 6月	名古屋繊維取引所（現中部商品取引所）カネキ商事(株)と合併 名古屋繊維取引所取引員加入 名古屋・福井支店開設 資本金2億9,200万円に増資
昭和57年 2月	東京金取引所（現東京工業品取引所）取引員加入
昭和57年 4月	(株)サンライズコンピューターセンター（現コムウェルコンピューターセンター(株)）設立
昭和58年 6月	横浜生糸取引所（現横浜商品取引所）取引員加入
昭和58年 8月	新宿支店開設
昭和58年 12月	資本金3億2,700万円に増資
昭和59年 11月	東京工業品取引所貴金属市場取引員加入
昭和60年 6月	資本金3億6,700万円に増資 東京穀物商品取引所取引員加入
昭和62年 4月	第三者割当により資本金4億1,700万円に増資 （富士銀行、大同生命、巣鴨信用金庫が資本参加）

昭和 62 年 6 月	東京工業品取引所ゴム市場取引員加入
昭和 63 年 12 月	関門商品取引所（現福岡商品取引所）取引員加入
平成 元年 1 月	福岡支社開設
平成 元年 4 月	資本金 4 億 5,870 万円に増資
平成 2 年 5 月	大宮支店開設（熊谷支店より移設）
平成 3 年 3 月	大阪支店開設
平成 3 年 11 月	純金積立「金蔵」販売開始
平成 4 年 4 月	第三者割当により資本金 10 億 1,570 万円に増資
平成 4 年 5 月	沖縄支店開設
平成 4 年 10 月	商品投資販売業務許可取得
平成 5 年 12 月	商品ファンド組成 販売開始
平成 6 年 7 月	誘導基準適合取引員の認定
平成 7 年 1 月	神戸ゴム取引所（現大阪商品取引所）天然ゴム指数市場取引員加入
平成 7 年 11 月	豊橋支店を名古屋支店に併合
平成 7 年 12 月	サンライズ・アメリカ・コーポレーション（現コムウェル・アメリカ・インク）設立
平成 8 年 7 月	福井支店を名古屋支店に併合
平成 8 年 10 月	神戸ゴム取引所ゴム市場取引員加入
平成 9 年 4 月	東京工業品取引所非鉄金属市場（アルミニウム）取引員加入
平成 9 年 7 月	新本社ビル移転（現所在地）
平成 9 年 10 月	大阪商品取引所非鉄金属市場（アルミニウム）取引員加入
平成 10 年 5 月	大阪支店移設
平成 11 年 3 月	特定電子取引（ホームトレード）受託開始
平成 11 年 6 月	東京工業品取引所石油市場取引員加入
平成 11 年 11 月	中部商品取引所畜産物市場取引員加入
平成 12 年 1 月	新宿支店移設
平成 12 年 4 月	福岡支社を福岡支店に名称変更
平成 12 年 7 月	福岡支店移設
平成 13 年 5 月	横浜商品取引所農産物市場取引員加入
平成 14 年 9 月	大阪商品取引所ニッケル市場商品取引員加入
平成 15 年 1 月	東京コムウェル(株)に商号変更
平成 16 年 9 月	保険事業開始
平成 16 年 11 月	関西商品取引所を脱退 横浜商品取引所を脱退
平成 16 年 12 月	コムウェルコンピューターセンター(株)の営業譲受
平成 17 年 3 月	コムウェル・アメリカ・インク清算 コムウェルコンピューターセンター(株)清算
平成 17 年 6 月	福岡支店を名古屋支店に併合 東京金融先物取引所加入

平成17年 7月	東京金融先物業協会に加入
平成17年 8月	中部商品取引所鉄スクラップ市場取引員加入
平成17年 9月	福岡商品取引所を脱退
平成17年12月	東京コムウェルFX株式会社設立 純金積立「金蔵」販売終了
平成18年 4月	金融先物業務を東京コムウェルFX株式会社へ移管 東京金融先物取引所脱退

◆会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける上場商品および上場商品指数の売買、取引の取次ぎ等の業務
2. 非鉄金属・鉄鋼とその製品の売買および売買の取次ぎ業務
3. 金・銀・プラチナ・パラジウム等貴金属類の売買および売買の取次ぎ業務
4. 原油・ガソリン・灯油・軽油ならびにその他石油製品の売買、売買の取次ぎ、仲介、代理、輸出入およびコンサルティング業務
5. 繊維製品の加工およびその製品の売買および売買の取次ぎ業務
6. 古美術品および骨董品の売買および売買の取次ぎ業務
7. 不動産賃貸業務
8. 商品投資販売業務
9. 有価証券、金利、為替の売買ならびに先物売買および売買の取次ぎ等の業務
10. 海外市場における貴金属・穀類等先物売買および売買の取次ぎ等の業務
11. 情報提供サービス業務
12. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
13. 証券仲介業務
14. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち、下線部分の事業は、現在行っておりません。

◆事業の内容

(a) 主たる業務

許可市場一覧表

(平成 18 年 7 月 1 日現在)

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	繭 糸	貴 金 属	ア ル ミ ニ ウ ム	ニ ッ ケ ル	ゴ ム 指 数	ゴ ム 指 数	畜 産 物	石 油	鉄 ス ク ラ ッ プ	上場商品
東京工業品取引所				○								金・銀・白金・パラジウム
					○							アルミニウム
							○					ゴム
										○		ガソリン・灯油・軽油・原油
東京穀物商品取引所	○											IOM 一般大豆・Non-GMO 大豆 大豆ミール・小豆・とうもろ こし 大豆オプション・とうもろ こしオプション アラビカコーヒー・ロブスタ コーヒー、生糸、野菜
		○										粗糖・粗糖オプション・精糖
中部商品取引所									○			鶏卵
											○	鉄スクラップ
大阪商品取引所					○							アルミニウム
						○						ニッケル
							○					RSS 3 号・TSR20
								○				天然ゴム指数

○ 受託業務 ● 取次業務

(b) 従たる業務

イ. 商品投資販売業務

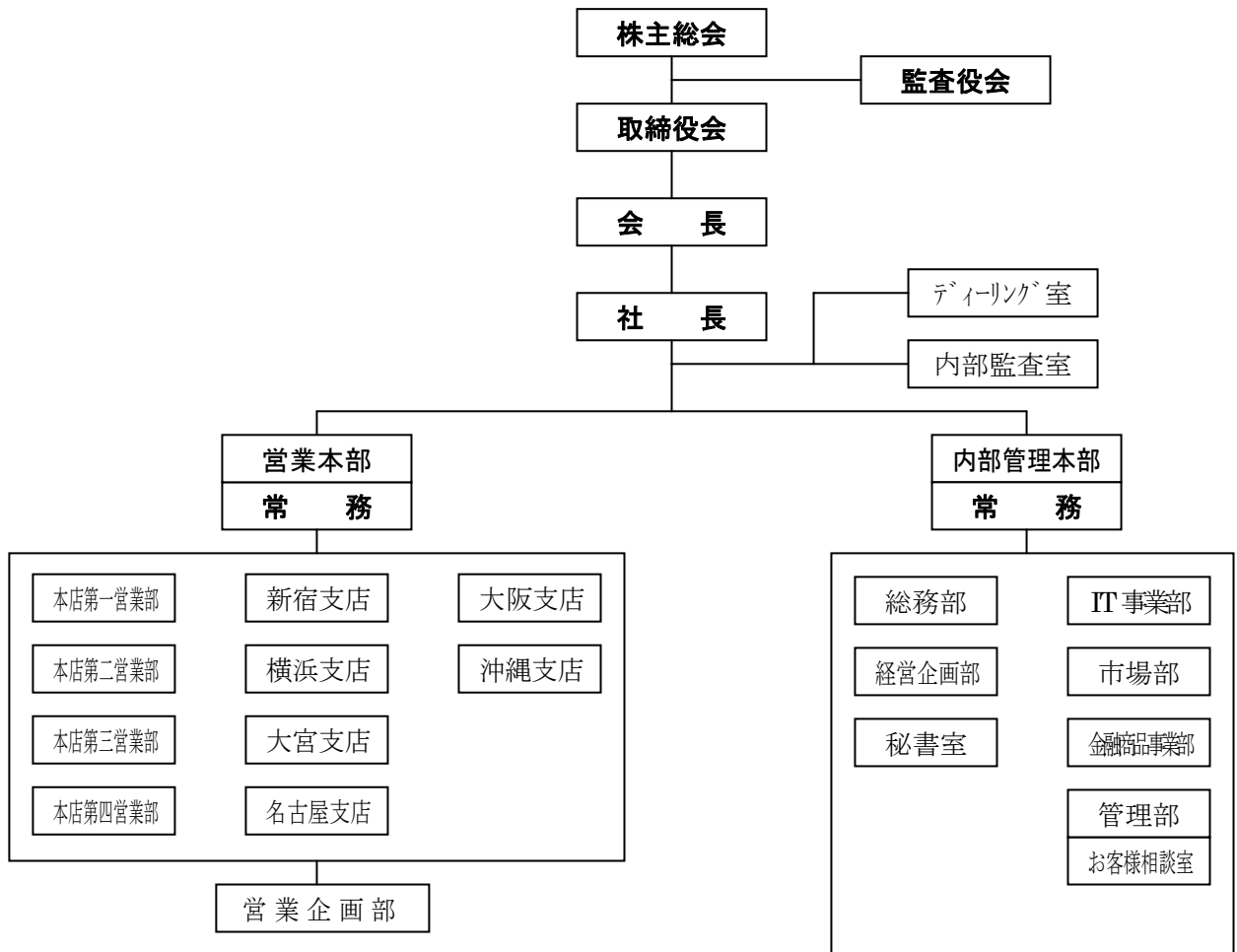
「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき商品投資販売業者として商品フェ
ンドの販売を行なっております。(許可番号：金農経(3)第8号)

ロ. 保険業務

保険代理店として、生命保険の募集および損害保険代理業を行なっております。

◆経営組織

(平成 18 年 7 月 1 日現在)



◆主要株主名（上位10名）

（平成18年7月1日現在）

氏名又は名称	所有株式数 （単位：株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（単位：％）
下山 彌壽男	155,168	14.4
東京コムウェル 従業員持株会	138,767	12.8
大同生命保険株式会社	85,000	7.9
北山 明	72,080	6.7
原田 巳咲	49,024	4.5
アサヒ経済株式会社	45,302	4.2
佐々木 明	38,146	3.5
株式会社ライツコア	24,980	2.3
株式会社近畿大阪銀行	20,000	1.9
渡辺 忠	18,255	1.7
計	646,722	59.9

◆役員状況

(平成 18 年 7 月 1 日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数
代表取締役会長	北 山 明 (昭和 18 年 6 月 1 日)	72,080 株
代表取締役社長	手 塚 宏 二 (昭和 29 年 5 月 6 日)	12,693 株
常務取締役 (内部管理本部長兼金融商品事業部長)	松 富 拓 見 (昭和 24 年 5 月 22 日)	5,960 株
取締役相談役	下 山 彌 壽 男 (昭和 10 年 10 月 21 日)	155,168 株
取締役顧問	佐 ヶ 木 明 (昭和 22 年 1 月 10 日)	38,146 株
取締役 (内部管理副本部長兼経営企画部長)	稲 垣 正 広 (昭和 23 年 10 月 2 日)	6,050 株
取締役 (投資商品事業本部長)	瀧 山 琢 治 (昭和 29 年 4 月 25 日)	4,350 株
常勤監査役	伊 藤 進 (昭和 11 年 12 月 1 日)	5,370 株
常勤監査役	宇 賀 神 治 夫 (昭和 7 年 10 月 12 日)	1,200 株
監査役	星 野 勝 男 (昭和 5 年 4 月 20 日)	一 株

(注) 常勤監査役宇賀神治夫氏および監査役星野勝男氏は、「株式会社の監査役等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

2006年10月3日
東京コムウェル株式会社

2006年ディスクロージャー資料の訂正について

弊社2006年ディスクロージャー資料の22ページ、「⑧苦情・紛争に関する事項」の「平成17年度中の受付件数及び処理結果」を以下のように訂正いたします。

記

⑧苦情・紛争に関する事項

当社では、本社管理部にお客様相談室を設置するとともに、各営業所に管理担当者を常駐させ、お客様への啓蒙活動並びに営業外務員に対する指導等を積極的に行い、適正かつ円滑な取引が遂行されるよう努めております。また、取引内容や担当外務員に対する不満等から発生するクレームにつきましても、管理部は関係部署と連携をとり、公正を期して対応し、迅速かつ適切に解決するようにいたしております。

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	7	3			4
取引に係るもの	54	28		1	25
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合 計	61	31	0	1	29

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

以上

2007年8月1日
東京コムウェル株式会社

2006年ディスクロージャー資料の訂正について

弊社2006年ディスクロージャー資料の23ページ、「⑨訴訟に関する事項」を以下のよう
に訂正いたします。

記

⑨ 訴訟に関する事項

平成17年度中における訴訟は、前年度からの繰越が4件、今年度発生が7件、今年度解決（和
解）が2件となり、今年度末係続中が9件となっております。

前期末係続件数	今期応訴件数	判 決	和 解	係 続 中
4件	7件	—	2件	9件

以上